

令和 7 年 9 月 22 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)
地域名 (地域内農業集落名)	夢前町古知小地区 (糸田・塩田・古知之庄・杉之内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月10日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内における農地は、基盤整備事業は完了しており、農地中間管理機構を通じて地域の担い手に貸し出され、残りを個人農家が水稻を中心に営農している。個人農家の高齢化にともなう後継者不存在、及び鳥獣害の問題が顕在化しており、今後、農地の維持管理のため農作業の省力化について検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主に水稻を営農の中心としている地域であり、今後も水稻が中心の営農が行われることが考えられる。担い手や個人農業者の作業軽減化を目指し、スマート農業などを導入し農作業の省力化を図る体制づくりを検討していくことで、遊休農地の増加を防いでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	87.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	86.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地、及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手となる農家へ集約することを念頭に地域での合意形成を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえたうえで、農地所有者の同意が得られれば農地中間管理機構を通じた貸し付けを行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業済みであるが、農業インフラが経年劣化している。インフラの補修をしつつ、今後、農作業の効率化を図ることを目的にスマート農業の導入などを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手への集積・集約を中心としつつ、今後の社会情勢を鑑みながら、対応していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時、農業振興支援に関する情報収集を図り、活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①地域による鳥獣被害対策として、電柵等の設置・点検を定期的を実施する。
③スマート農業について、導入効果や費用対効果などを検証していく。
⑦多面的機能支払交付金事業を活用し、集落内の農地の保全・管理を共同で行う。